

I 事業方針

第1 現状と課題

我が国には、「お互い様」の文化が定着しており、これまで生活の課題や困りごとについて近所同士で助け合うことによって解決してきた経過があります。戦後、助け合いの一部は社会保障制度が担うこととなり、高齢者、障がい者、児童等の対象者ごとに整備が図られる中で社会福祉は大きく進歩しました。しかし今日、少子高齢化が急速に進行し、制度を支えるはずの生産年齢人口は減少する一方で、高齢世帯や独り暮らし世帯は増加の一途をたどり、若い世帯の核家族化により人間関係も薄れてきました。住民が地域で生活する中で抱える課題は複雑化・多様化しており、制度だけでは解決できない問題が顕在化してきたことは、多くの人々が実感しているところです。

このような社会や生活の変化をふまえ、かつての助け合いを再構築することも大切となってきました。だれもが役割をもち、認め合い、支え合うことで、その人らしい生活を送ることができるよう、制度や対象者を問わず、地域住民や関連団体などが主体となって、新たな地域の繋がりを作る「地域共生社会」の実現が求められてきています。地域に出向き、住民とともに地域づくりに取り組む社協への期待と役割は、ますます高まっていると言えます。

第2 基本方針

調布社協は、多くの事業を実施しており、その組織力で市民からの多様な相談を受けられることを強みとしています。今年度は、地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）が8つの福祉圏域すべてに配置されることによって、これまで以上に住民からのニーズを受け止める体制が強化されます。そして、個別支援、地域支援を一層進めるとともに、地域のさまざまな機関との連携を深め、調布社協が掲げている「いつまでも住みつづけたいと思うまちづくり」の創造をさらに前進させます。

東社協では「東京の多様性を活かした「地域共生社会づくり」の推進」を目標に掲げていますが、調布社協においても「多様な生き方多様な価値観」を認め合い、受け手、支え手にかかわらず「多様な主体が活躍できる」地域を目指して参ります。

また、国では「働き方改革」が進められています。福祉の職場は、奉仕や献身的な労働に頼ってきたところがあるのも事実です。社協の仕事は地域との長いお付き合いを基本としていることから、職員が安心して長く勤められるような労働環境の整備にも努めて参ります。

第1部 法人運営及び地域福祉の推進

I 重点項目

1 地域共生社会の地域づくりのための基盤整備

地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）が、8つの福祉圏域すべてへの配置となることにより、困りごとを抱えたり制度の狭間で苦しんでいた方などに対する個別支援のほか、新たな支え合いの仕組みづくりを行う等の地域支援にも取り組みます。

また、地域共生社会の実現に向け、福祉分野だけでなく多機関の協働による相談支援包括化推進会議の開催や第5次調布市地域福祉活動計画推進2年目として、先行し取り組む北ノ台・深大寺地域及び布田・杉森・染地地域の2地域において、地域住民や関係団体等と協力・連携を図りながら地域づくりの基盤整備に取り組みます。

2 生活困窮者自立相談支援事業の拡充及び相談事業の見直し

今年度より、新たに家計に課題を抱える生活困窮者に対し、家計の視点から専門的な助言・指導や必要な情報提供等を行う家計改善支援事業を開始します。さらに事業開始以来増加傾向にある自立相談支援事業、学習支援事業等の利用者に対する相談の充実・強化を図り、生活困窮者自立相談支援事業の拡充に努めます。

また、社協で実施する各種相談事業についても、地域共生社会の実現を考え、今後の実施方法等を検討します。

3 社協会費や募金活動の方策の検討及び自主財源の確保

小地域交流事業やひだまりサロン事業等の自主事業に必要な資金となる社協会費の徴収方法並びに地域の見守りや支え合いの活動等社協事業への理解及び住民参加をより一層広めるための募金活動の進め方について検討します。

また、自動販売機や募金箱の設置、広告収入などの自主財源の確保に努めます。

4 社会福祉法人の地域公益活動への取組

社会福祉法人地域公益活動連絡会の事務局として新規法人に参加の呼びかけを行うとともに、連絡会の地域公益活動としてフードドライブに取り組みます。また、地域福祉推進の中核を担う法人として、地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）の活動と連動して、連絡会参加法人が福祉圏域ごとに地域公益活動に取組めるよう推進役を果たします。

5 職員の育成及び働きやすい職場づくりの推進

専門性を備え、変化に柔軟に対応できる職員を育成するための研修や職員が気軽に相談できる体制の充実を図ります。また「働き方改革」に対応した職場環境の整備に取り組みます。

第2部 ボランティア・市民活動の推進

I 事業方針

第1 現状と課題

調布市は、今年度開催されるラグビーワールドカップ、そして東京2020オリンピック・パラリンピックの開催地の一つとなったことから、日本国内のみならず、世界各国からも注目を集める街になることが予想され、まちの活性化に市民の期待も高まってきています。

市民活動支援センター（以下「センター」という。）では、「2018～2022 市民活動支援センター中長期運営方針」を基本として、「えんがわファンド助成団体」のほか、多様な人や組織と連携を深めていくことができました。

市民活動支援センター運営委員会を中心として地域や社会の課題に取り組む市民の発掘を目標としたプログラムに着手し、成果が見え始めてくるなど、さまざまな事業運営に取り組んできました。

また、災害ボランティア入門講座を行うなど災害に向けての取り組みもスタートさせてきました。

各地域のボランティアコーナー（以下「各コーナー」という。）においては、それぞれの地域特性に応じた活動支援を充実させ、地域住民やボランティア・団体をはじめ、地域包括支援センターや福祉事業所等の関係機関、地域福祉コーディネーター等社協内関連部署との連携を進めることができました。

今後は、「中長期運営方針」で示された取り組みの成果を運営委員会で検討した成果指標に基づき評価し、その結果をセンター運営にどのように生かしていくかが課題となっています。

第2 基本方針

「2018～2022 市民活動支援センター中長期運営方針」に基づき、多様な個人・団体・企業等と協働しながら、運営委員会と共に開かれたセンター運営を継続していきます。

また、同運営方針が掲げる「市民参画による住み続けたいまちづくり」及び「未来に希望の持てる社会の実現」に向けて、多様な市民活動を支援する拠点として協働のパートナーとなるよう、情報の有効活用、参加の仕組みづくり、コーディネーション機能、分野を超えた協働、人材の育成・発掘等、中間支援組織として求められる機能や役割を果たしていきます。同時に必要な財源の確保の工夫を行っていきます。

運営委員会で検討されている社会的インパクト評価の手法を用いた「中長期運営方針」の成果指標にそって、センター及び各コーナーでの事業運営が、どのような成果が得られているのかを具体的に示す工夫を進めます。

そこで得られた成果や課題を整理し、センター機能の充実を図ります。

第3 重点項目

1 人材の発掘及び育成

市民ニーズに合わせた各種講座の開催やセンターが行う様々な事業を通じて、市民活動に関わる人材の発掘及び育成に取り組んでいきます。

職員のコーディネートのスキルを高められるように研修参加の機会を増やし、各種相談対応を充実させます。

2 情報の有効活用

情報誌「えんがわだより」やセンターホームページの内容の充実に加え、SNSでの発信を進めるとともに、情報収集にも取り組み、センターの活動につなげていきます。

3 市民活動助成事業「えんがわファンド」を活用した支援の充実

市内で行われている様々な市民活動に対しての共感者を増やし、サポーター会員の拡大を進めるとともに、市民活動団体の活動継続と広がりを「えんがわファンド」（助成金）を通じて支援していきます。

4 パートナーシップの構築・強化

センター及び各コーナーに関わる多くの個人、団体、学校、NPO、企業、地域、行政等あらゆる分野の方々との「つながり」を深め、そのフォローアップをすることでパートナーシップを構築していきます。

また、各コーナーにおいては、地域の実情に即した形で、自治会や地区協議会等の地域の諸団体や地域福祉コーディネーター等の調布社協他部署と連携し、地域の課題の発見と解決に向け取り組んでいきます。

5 災害対策・支援

大規模災害の発生が想定されている中、調布市地域防災計画に基づく災害ボランティアセンターの設置及び運営マニュアルについて、調布市と協議し整備します。

また、日常の活動の中から、災害時の協力関係が構築できるように各種団体等との連携を深めるとともに、災害時に活動できるボランティアの育成を継続します。

6 中長期運営方針の成果の確認

「中長期運営方針」について、社会的インパクト評価の手法を用いた成果指標により、その成果の達成度の確認しつつ、センターの運営について常に改善を図る努力を行います。

第3部 希望の家の運営

I 事業方針

第1 現状と課題

障害者総合支援法が見直されているなか障がいのある市民にとって、体系的によりきめの細かいサービスが提供される仕組みにはなっていますが、配慮が必要な重度知的障がい者通所施設の利用者同士、どう協力し合い社会性を持つことができるかが大切です。

平成31年度は、調布市希望の家に1人、希望の家深大寺に2人の新しい利用者を迎えることとなります。各施設、利用者・家族の高齢化に伴う諸問題や、障がいの重い利用者の支援をより良く行うため、関係機関と連携し創意工夫することで安心して通える環境を整えることが必要です。福祉人材不足と言われている現状のなかで、人材の確保と職員の育成強化が喫緊の課題となります。

第2 基本方針

重度の知的障がい者を受け入れるセーフティネットの役割を担う施設として、利用者の個別性を大切にし、利用者、市民に信頼される施設運営に努めます。

そして、利用者の障がいの特性を理解し、一人ひとりに対して健康的で楽しい日中活動を提供し、地域での生活を豊かにします。

第3 重点項目

1 安心して安定的に通える環境作り

普段の活動や検温や血圧測定などの健康チェックの中から、些細な変化を読み取り健康維持をすすめていくとともに、利用者の加齢に留意しながら、家族が安定して送り出せるよう地域生活支援センターや医療機関、包括支援センターなどとも連携を強化し支援します。

2 職員の育成とより良い支援

利用者が安定した日常生活を送れるよう、障がい特性の理解に基づく適切な支援と、柔軟で豊かな活動を構築できる職員の人材育成に努めます。

また、事故防止やより豊かな支援につなげるため、気づきシートの活用を習慣化しヒヤリとした事例、新たな発見などを積み重ねます。

3 運営内容の検討と試行

希望の家深大寺において安定して利用者を受け入れられるように、運営委員会などで障害程度及び定数など、受入基準の見直しを検討しているところですが、3施設間での利用者交流や高齢デイの合同取り組みなどを試行していきます。

第4部 調布市こころの健康支援センターの運営

I 事業方針

第1 現状と課題

こころの健康支援センターが開設されて13年目を迎えます。年々、こころの健康に関する相談は増え続け、新規相談は月に20人を超えるペースが続いています。中でも、成人の発達障がいに関する相談が目立って増加しています。発達障がいの概念が広まり、新聞やテレビ、インターネットなどで情報が取り上げられることも多く、本人や家族が就労場面や家庭生活において感じている違和感の原因がもしかしたらそこにあるのではないか、との思いから相談を希望される方が少なくありません。発達障がいは生まれ持った脳の特性であり、環境への働きかけや本人の工夫によって生活のしづらさを緩和することもできます。

こころの健康支援センターでは個別相談を基本として、統合失調症や気分障がい、発達障がい等それぞれの特性によって生活に困難を生じている方々に生活訓練事業やデイ事業、就労支援事業など本人のニーズに応じた事業を組み合わせる形で支援をおこなっています。また、心の不調に関する相談事業や精神保健福祉に関する普及啓発事業を実施し、市民のみなさまのメンタルヘルスを支える拠点となっています。社会環境や法制度、人々の価値観や生活様式は時の流れとともに変わります。今後も時代の変化に対応しながら、本人主体、自己決定を大切に事業運営に取り組んでまいります。

第2 基本方針

相談支援と生活訓練事業、デイ事業、計画相談、障害者就労支援事業、本人・家族支援事業等を一体的に実施し、市民のメンタルヘルスの課題について、様々な機関と連携して取り組みます。

第3 重点項目

1 共通項を軸としたゆるやかな場の提供

参加のしやすさや仲間づくりを目的に、「子育て」や「若者」など共通項を軸としたゆるやかな場の提供をデイ事業として実施します。

2 障害者就労支援の充実

安定した就労を続けるためには生活リズムを整えることが重要です。病状や体調管理に関するプログラムの充実や医療機関との連携を図ります。また自身の障がい特性の把握について、面談等を通じて理解を深められるよう工夫します。